

福知山市建築物等における木材の利用の促進に関する 基本方針



北陵地域公民館



大呂自然休養村



令和8年1月

福 知 山 市

目次

はじめに

第1 方針策定の趣旨

第2 建築物等における木材の利用の促進の意義及び基本的方向

- 1 建築物等における木材の利用の促進の意義
- 2 建築物等における木材の利用の促進の基本的方向

第3 建築物等における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

- 1 木材利用促進を図る公共建築物等
 - (1) 対象
 - (2) 積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲
 - (3) コスト面で考慮すべき事項
- 2 公共土木
- 3 その他
- 4 京都府産木材の定義

第4 福知山市が整備する公共建築物等における木材の利用の目標

- 1 公共建築物の木造化・内装木質化
- 2 公共土木
- 3 その他

第5 建築一般(民間)での木材利用の拡大

はじめに

福知山市域の76%を占める森林は、木材の生産をはじめ、日々の生活や農業、産業に必要な水源の涵(かん)養、洪水や土砂災害から市民生活を守る機能のほか、二酸化炭素の吸収による地球温暖化防止などの様々な多面的機能により、市民の生活を支えています。

森林の機能を持続的に発揮させるためには、植林から下刈、間伐、伐採、再造林までしっかりと森林の保全・管理を行うとともに、地球温暖化防止のためにも、伐採された木材を住宅の構造材や内装材、家具、炭やペレットなどのバイオマス燃料に至るまで余すことなく活用することが必要で、さらに森林づくりから木材利用までの各分野が産業として成り立ち、持続可能な経済社会として、森林資源が「循環」していくことが何よりも重要です。

本市では、木材の適切な供給及び利用の確保を通じた林業の持続的かつ健全な発展を図り、森林の適正な整備及び木材の自給率の向上に寄与するため、本市の公共建築物のみならず低層の戸建て住宅やこれまで木材の利用が低位であった非住宅の建築物や中高層建築物を含め建築物全体において、積極的に京都府産木材(京都府内で素材生産された木材)の利用を促進します。

このため、平成25年に策定した本市の基本方針を「福知山市建築物等における木材の利用の促進に関する基本方針」として改正し策定するものです。

第1 方針策定の趣旨

本方針は、福知山市内の建築物等における京都府産木材の利用の促進を図るため、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」(平成22年法律第36号。以下「法」という。)第12条第1項の規定に基づき、京都府が定めた「京都府産木材の利用の促進に関する基本方針」(令和5年3月策定)に即して、法第12条第2項に掲げる必要な事項を定めるものです。

第2 建築物等における木材の利用の促進の意義及び基本的方向

1 建築物等における木材の利用の促進の意義

本市は、京都府の北西部に位置し、西は兵庫県と接する、丹波・丹後・但馬により形成される「三たん地域」の中央部にあり、福知山駅及び国道沿いに広がる市街地と、その周辺の農山村地域によって構成されています。また、市内には由良川をはじめ、その支流である土師川、牧川、宮川が流れています。

本市の総面積は55,254haであり、このうち森林面積は、42,037haで、総面積は76%を占めています。そのほとんどの99%が民有林で、そのうち人工林の面積は19,955haであり、人工林率は48.1%で府の平均37.9%を上回っています。

広葉樹などの天然林の面積は20,299ha、天然林率は48.9%であり、昔から薪炭林としての利用が盛んで、市民の燃料(エネルギー)として多く利用されてきました。

近年は、林業収益性の悪化や林業労働者の減少と高齢化などにより、地域住民と森林との関係が薄れ、森林の放置や荒廃が進行するなど、森林の有する多様な機能の発揮が困難な状況になっています。

このような現状において、京都府産木材の利用を一層促進し、需要を拡大することは、森林の適正な整備、森林の有する多面的機能の持続的な発揮や林業・木材産業の持続性を高め、地域経済の活性化にも資するものです。

また、木材は長期間にわたって炭素を貯蔵できることや、製造時のエネルギー消費が比較的少ないこと、再生産可能な資源であり、エネルギー源として燃やしても大気中の二酸化炭素濃度に影響を与えない「カーボンニュートラル」の特性を有することから、脱炭素社会の実現にも貢献する「環境にやさしい」素材です。

京都府産木材の利用を促進することにより、健康的でぬくもりのある快適な生活空間の形成、二酸化炭素の排出の抑制及び建築物等における炭素の蓄積の増大を通じた地球温暖化の防止や循環型社会の形成、さらには、京都府の林業・木材産業の育成にも貢献することが期待されます。

2 建築物等における木材の利用の促進の基本的方向

1の建築物等における木材の利用の促進の意義、法第3条に規定する基本理念及び法第5条に規定する地方公共団体の責務を踏まえ、本市が整備する公共建築物等における京都府産木材の利用の促進に取り組むほか、民間建築物における木材の利用が促進されるよう、国の施策に準じて、木造建築物の普及、木材利用に関する技術的情報の提供、木造建築物の設計及び施工に関する知識及び技能を有する人材の育成、建築物木材利用促進協定制度の周知等に取り組むものとします。

第3 建築物等における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

1 木材利用促進を図る公共建築物等

(1) 対象

本市の庁舎のほか、市立の教育施設、文化施設、スポーツ施設、福祉施設、医療施設などの市民が利用する機会が多い公共建築物や市営住宅を対象にします。

(2) 積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲

公共建築物の整備においては、以下に掲げる法令等により木造化が困難なアからエの場合を除き、利用が可能な場合は木造化に努めるとともに、可能な限り京都府産木材の利用を考慮します。

ア 建築基準法等の法令の規定や施設の設置基準などにより木造化が困難な場合

イ 建築物に求められる強度、耐火等の性能を満たすために極めて断面積の大きな木材を使用する必要があるなど、構造計画やコスト面で木造化が困難な場合

ウ 災害時の活動拠点室等を有する災害緊急対策活動に必要な施設、治安上の目的等から木造以外の構造とすべき施設、危険物を貯蔵又は使用する施設等、文化財の収納・展示施設など、当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化になじまない又は木造化を図ることが困難な場合

エ その他市長が認める場合

(3) コスト面で考慮すべき事項

公共建築物の整備に当たっては、部材の点検・補修・交換が容易な構造とする等の工夫により維持管理コストの低減を図り、建築コストにとどまらず、その計画・設計段階から維持管理及び解体・廃棄等のコストを含むライフサイ

クルについても十分検討するとともに利用者のニーズや木材の利用による付加価値等も考慮し、これらを総合的に判断したうえで木材の利用に努めるとともに、可能な限り京都府産木材の利用を考慮します。

2 公共土木

本市が実施する土木工事又は公共建築物や公園などの外構工事における各種資材及び仮設資材を対象とします。

3 その他

市有施設における机、椅子、書架などの調度品や、文具などの消耗品の導入及び木質バイオマスを対象とします。

4 本方針で利用を促進する京都府産木材

原則として「京都府産木材認証(ウッドマイレージCO₂京都の木認証)」^{※1}を受けた木材の利用としますが、当該木材の使用が困難な場合は、「京都府産木材証明(京都の木証明)」^{※2}を受けた木材とします。

※1 京都府産木材認証(ウッドマイレージCO₂京都の木認証)木材とは、京都府産木材認証制度により、京都府産材であることや輸送時に排出される二酸化炭素の削減が証明された木材のことです。

※2 京都府産木材証明(京都の木証明)とは、令和元年度に創設された木材の産地(京都府産)を証明された木材のことです。

第4 福知山市が整備する公共建築物等における木材の利用の目標

1 公共建築物の木造化・内装木質化

本市が整備する以下の施設については、木造化を推進します。また、木造で整備する施設はもとより、RC構造などの非木造の施設においても内装等の木質化に努めます。さらに、可能な限り京都府産木材の使用を考慮します。

- (1) 学校施設
- (2) 社会福祉施設
- (3) 医療施設
- (4) スポーツ施設
- (5) 社会教育施設
- (6) 文化・観光施設
- (7) 住宅施設
- (8) 公園施設
- (9) 農林水産業関連施設

- (10) 庁舎
- (11) その他(1)～(10))に類する施設

2 公共土木

本市が実施する以下の施設の整備について、土木工事又は外構工事での各種資材及び仮設資材などで木材製品の利用を推進し、可能な限り京都府産木材の木製品の使用を考慮します。

- (1) 農林水産業関連施設
- (2) 道路施設(林道・作業道などを含む)
- (3) 公園施設
- (4) 河川施設
- (5) 外構施設
- (6) その他(1)～(5)に類する施設

3 その他

市有施設における机、椅子、書架などの調度品や、文具などの消耗品のうち、調達可能なものについて、木材製品の利用を推進し、可能な限り京都府産木材を使用した木製品の導入を考慮します。また、暖房器具やボイラーを設置する場合は、エネルギー源としての木質バイオマスを燃料とする器具等の選定について、導入及び燃料の調達や維持管理に要するコストと体制を考慮しながら導入について検討します。

第5 建築一般(民間)での木材利用の拡大

民間での木材利用の取り組みを拡大するため、民間が整備する建築物等について、関係団体等の協力を得て、民間での建築計画や木材利用の働きかけに努めます。

附則

この基本方針は、平成25年度から計画する公共建築物等から適用します。

附則

この基本方針は、令和8年1月8日から施行します。